

## 千葉県外国人観光客受入環境整備等支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、事業者等による本市を訪れる外国人観光客の受入環境整備等に係る事業に要する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（平成38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。
- (2) 飲食事業者（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第51条の営業を営む者をいう。）
- (3) 宿泊事業者（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項の旅館業を経営する者をいう。）
- (4) 小売事業者（統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成25年総務省告示第405号）に定める日本標準産業分類の大分類I—小売業に分類される事業を営む者をいう。）
- (5) 商店街振興組合 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条に規定する組合をいう。
- (6) 商店街協同組合 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第18号）第3条に規定する組合をいう。
- (7) 商業団体 商店街振興組合、商店街協同組合及び任意の商業団体で市長が認める者をいう。

### (補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、中小企業者のうち、飲食事業者、宿泊事業者及び小売事業者並びに商業団体又は市長が特に必要と認めた事業者若しくは団体で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に事業所を有し、かつ、市内で1年以上事業を営む者であること
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 同一年度に「千葉県外国人観光客受入環境整備等支援補助金」の交付を受けたことがないこと
- (4) 同一事業において、過去に「千葉県外国人観光客受入環境整備等支援補助金」の交付を受けたことがないこと

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が実施する次の各号に該当する事業のことをいう。

- (1) 多言語表記をしたパンフレット、リーフレット、周辺マップ等の作成
- (2) メニュー表示の多言語化事業
- (3) 補助対象事業者が自ら開設するウェブサイトの多言語化事業
- (4) 免税店化に必要な申請に係る費用（コンサル費用など）
- (5) ハラル認証に必要な申請手続きに関する費用（コンサル費用など）
- (6) 施設内外に設置される看板又は案内板の多言語化事業
- (7) インターネットへのアクセスポイントの整備
- (8) 国際的に対応可能なクレジットカード決済システムの導入
- (9) その他外国人観光客の受入環境の整備に資すると市長が認める事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する次に掲げる経費のことをいう。

- (1) 消耗品費
- (2) 備品購入費
- (3) 印刷製本費
- (4) 通信運搬費
- (5) 筆耕翻訳料
- (6) 手数料
- (7) 委託料
- (8) 工事請負費
- (9) その他、補助事業の実施に必要な経費であると市長が認めるもの

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額で、15万円を限度とし、予算の範囲内において交付するものとする。この場合において、補助事業者が第4条各号に掲げる補助事業を2以上行うときは、これらの事業の補助対象経費の合計額により補助金の額を算定するものとする。

- 2 前項の規定により補助金の額を算定する場合において、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、同一の補助事業者への補助金の交付は同一年度内に1回に限るものとする。
- 3 補助事業者が第4条各号に掲げる補助事業を複数年度にわたり、異なる事業で補助金交付を受ける場合は、過年度の補助金交付額を含め、その合計額の上限を50万円とする。

(交付の申請)

第7条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、市

長が定める期日までに、千葉市外国人観光客受入環境整備等支援補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
  - (2) 営業の許可を受けていることを証する書類の写し
  - (3) 千葉市税情報閲覧同意書
  - (4) 商業団体、法人の場合にあつては、次に掲げるもの
    - ア 定款又はこれに準ずる書類
    - イ 役員名簿
  - (5) 個人の場合にあつては、住民票の写し又は外国人登録事項証明書
  - (6) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、補助金の交付予定額の総額が予算の範囲を超えると判断した場合は、前項の期日前であっても、申請の受付を終了することができる。

（交付決定通知）

第8条 規則第6条の規定による通知は、千葉市外国人観光客受入環境整備等支援補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

（交付の条件）

- 第9条 規則第5条第1項の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 補助事業の内容、経費の配分等の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること
  - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長に届け出ること
  - (3) その他市長が必要と認める条件

（暴力団等の排除）

第10条 第3条の規定にかかわらず、市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金等の交付の決定をしないことができる。

- (1) 千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団
- (2) 暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等
- (3) 暴排条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者

2 市長は、第8条の規定により補助金の交付の決定を受けたものが、前項各号のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(変更等の承認等)

第11条 第9条第1号の規定により承認を受けようとするときは、千葉市外国人観光客受入環境整備等支援補助金変更交付申請書(様式第3号)に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更交付の申請があったときは、変更の内容を調査し、補助金の変更交付を決定し、千葉市外国人観光客受入環境整備等支援補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

3 第9条第2号の規定による届け出は、千葉市外国人観光客受入環境整備等支援補助事業中止(廃止)届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による届け出があったときは、千葉市外国人観光客受入環境整備等支援補助事業中止(廃止)届受理通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(着手届及び完了届出)

第12条 補助事業者は、第4条第6号から第8号に該当する補助事業又は同条第9号の適用を受けた設備・工事等に係る補助事業に着手するときは、千葉市外国人観光客受入環境整備等支援事業着手届(様式第7号)を、事業が完了したときは千葉市外国人観光客受入環境整備等支援事業完了届(様式第8号)をそれぞれ市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 規則第12条の規定により報告しようとするときは、当該補助事業の完了した日から30日を経過する日又は当該補助事業の完了した日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、千葉市外国人観光客受入環境整備等支援補助金実績報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第14条 規則第13条の規定による通知は、千葉市外国人観光客受入環境整備等支援補助金額確定通知書(様式第10号)により確定した額を補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第15条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市外国人観光客受入環境整備等支援補助金交付請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消通知)

第16条 規則第17条第3項において準用する第6条の規定による通知は、千葉市外国人観光客受入環境整備等支援補助金交付決定取消通知書(様式第12号)によるものとする。

(返還命令)

第17条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市外国人観光客受入環境整備等支援補助金返還命令書(様式第13号)によるものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

千葉県外国人観光客受入環境整備等支援補助金交付申請書

年 月 日

（宛先） 千葉市長

住 所 \_\_\_\_\_  
団 体 名 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ (※)

（※） 法人の場合は、記名押印してください。  
法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

(連絡先電話番号) (担当)

— —  
\_\_\_\_\_  
(連絡先電子メールアドレス)  
\_\_\_\_\_ @

千葉県外国人観光客受入環境整備等支援補助金を受けたいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 事業の名称

2 補助金交付申請額 金 円

3 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 営業の許可を受けていることを証する書類の写し
- (3) 千葉県税情報閲覧同意書
- (4) 商業団体、法人の場合にあっては、次に掲げるもの
  - ア 定款又はこれに準じる書類
  - イ 役員名簿
- (5) 個人の場合にあっては、住民票の写し又は外国人登録事項証明書
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

住 所  
名 称  
代表者氏名

千葉市外国人観光客受入環境整備等支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった千葉市外国人観光客受入環境整備等支援補助金について、次のとおり交付を決定したので、千葉市補助金等交付規則第6条の規定により、下記のとおり通知します。

年 月 日

千葉市長

印

記

1 交付決定額 金 円

2 条件

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合にはあらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合にはあらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合にはすみやかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 千葉市補助金等交付規則及び千葉市外国人観光客受入環境整備等支援補助金交付要綱を遵守すること。

教示

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

千葉市外国人観光客受入環境整備等支援補助金変更交付申請書

（宛先）千葉市長

住 所 \_\_\_\_\_  
団 体 名 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ (※)

（※）法人の場合は、記名押印してください。  
法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

（連絡先電話番号） \_\_\_\_\_ （担当） \_\_\_\_\_

（連絡先電子メールアドレス） \_\_\_\_\_

@ \_\_\_\_\_

年 月 日付け千葉市指令 第 号により、補助金の交付決定のあった千葉市外国人観光客受入環境整備等支援補助金申請を、次のとおり変更したいので、承認されますよう千葉市外国人観光客受入環境整備等補助金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業名

2 事業内容 変更前  
変更後

3 変更の理由

4 変更の予定年月日 年 月 日

5 添付書類

（1）収支予算書

（2）変更に伴う関係書類等



千葉市外国人観光客受入環境整備等支援補助金変更交付決定通知書

住 所  
団 体 名  
代表者名

年 月 日付け変更交付申請のあった千葉市外国人観光客受入環境整備等支援補助金について、次のとおり変更交付を決定したので、千葉市外国人観光客受入環境整備等補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

- 1 変更前補助金交付決定額
- 2 変更後補助金交付決定額
- 3 差引額
- 4 交付決定額以外の変更内容
- 5 条件
  - (1) 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合にはあらかじめ市長の承認を受けること。
  - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合にはあらかじめ市長の承認を受けること。
  - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合にはすみやかに市長に報告し、その指示を受けること。
  - (4) 千葉市補助金等交付規則及び千葉市外国人観光客受入環境整備等支援補助金交付要綱を遵守すること。

教示

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第5号（第11条第3項関係）

千葉県外国人観光客受入環境整備等支援補助事業中止（廃止）届

年 月 日

（宛先）千葉市長

住 所 \_\_\_\_\_  
団 体 名 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ (※)

（※）法人の場合は、記名押印してください。  
法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

（連絡先電話番号） \_\_\_\_\_ （担当） \_\_\_\_\_

（連絡先電子メールアドレス） \_\_\_\_\_

@ \_\_\_\_\_

年 月 日付け千葉県指令 第 号で交付決定のあった千葉県外国人観光客受入環境整備等支援補助事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、千葉県外国人観光客受入環境整備等補助金交付要綱第11条第3号の規定により、届け出ます。

記

- 1 事業内容
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 中止（廃止）の予定年月日
- 4 添付書類 （1）収支予算書  
（2）中止（廃止）に伴う関係書類等

千葉市外国人観光客受入環境整備等支援補助事業中止（廃止）届受理通知書

住 所  
団 体 名  
代表者名

年 月 日付け千葉市外国人観光客受入環境整備等支援補助事業中止（廃止）届を受理しましたので、千葉市外国人観光客受入環境整備等補助金交付要綱第11条第4項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

教示

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

千葉市外国人観光客受入環境整備等支援事業着手届

（宛先）千葉市長

住 所 \_\_\_\_\_

団 体 名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ (※)

（※）法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

（連絡先電話番号） （担当）

— — \_\_\_\_\_

（連絡先電子メールアドレス）

\_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_

年 月 日付千葉市指令 第 号により補助金の交付決定のあった下記事業につきまして着工しましたので、千葉市外国人観光客受入環境整備等補助金交付要綱第12条の規定によりお届けします。

記

1 補助事業名

2 着手年月日

年 月 日

千葉市外国人観光客受入環境整備等支援事業完了届

（宛先）千葉市長

住 所 \_\_\_\_\_  
団 体 名 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ (※)

（※）法人の場合は、記名押印してください。  
法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

（連絡先電話番号） \_\_\_\_\_ （担当） \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

（連絡先電子メールアドレス） \_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_

年 月 日付千葉市指令 第 号により補助金の交付決定のあった下記事  
業につきまして完了しましたので、千葉市外国人観光客受入環境整備等補助金交付要綱  
第12条の規定によりお届けします。

1 補助事業名

2 完了年月日

様式第9号（第13条関係）

千葉市外国人観光客受入環境整備等支援補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）千葉市長

住 所 \_\_\_\_\_  
団 体 名 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ (※)

（※）法人の場合は、記名押印してください。  
法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

（連絡先電話番号） \_\_\_\_\_ （担当） \_\_\_\_\_

（連絡先電子メールアドレス） \_\_\_\_\_

@ \_\_\_\_\_

年 月 日付け千葉市指令 第 号により補助金の交付決定のあった補助事業の実績について、千葉市補助金等交付規則第12条の規定により報告します。

記

- 1 補助事業名
- 2 事業の効果
- 3 添付書類
  - （1）事業報告書
  - （2）その他市長が必要と認めるもの

住 所  
名 称  
代表者氏名

千葉市外国人観光客受入環境整備等支援補助金額確定通知書

年 月 日付け千葉市外国人観光客受入環境整備等支援補助金実績報告書等により、千葉市外国人観光客受入環境整備等支援補助金額を下記のとおり確定したので、千葉市補助金等交付規則第13条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

印

記

- 1 補助事業名
- 2 補助金の交付決定額 円
- 3 補助事業に要する経費 円
- 4 補助対象経費 円
- 5 補助率
- 6 補助金の確定額 円

教示

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉市外国人観光客受入環境整備等支援補助金交付請求書

（宛先） 千葉市長

住 所 \_\_\_\_\_  
団 体 名 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ (※)

（※） 法人の場合は、記名押印してください。  
法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

（連絡先電話番号） \_\_\_\_\_ （担当） \_\_\_\_\_

（連絡先電子メールアドレス） \_\_\_\_\_

@ \_\_\_\_\_

年 月 日付け千葉市達 第 号千葉市外国人観光客受入環境整備等  
支援補助金額確定通知書により確定した補助金の交付について、千葉市補助金等交付規則  
第16条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助事業名

2 補助金交付請求額 \_\_\_\_\_ 円

3 添付書類

- （1） 補助金額確定通知書の写し
- （2） その他市長が必要と認めるもの



住 所  
名 称  
代表者氏名

千葉市外国人観光客受入環境整備等支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け千葉市指令 第 号により通知した千葉市外国人観光客受入環境整備等支援補助金交付決定の全額（一部）を次のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第17条第3項において準用する項第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

印

記

- 1 補助事業名
- 2 補助金の交付決定額 円
- 3 取消額 円
- 4 取消後の交付決定額 円
- 5 取消の理由

教示

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

住 所  
名 称  
代表者氏名

千葉市外国人観光客受入環境整備等支援補助金返還命令書

千葉市補助金等交付規則第18条第1項（第2項）の規定により、次のとおり返還を命ずる。

年 月 日

千葉市長

印

記

- 1 補助事業名
- 2 補助金の交付決定額 円
- 3 補助金の既交付額 年 月 日交付 円  
年 月 日交付 円  
計 円
- 4 補助金の交付確定額 円
- 5 返還すべき金額 円
- 6 返還期限 年 月 日
- 7 返還を命ずる理由
- 8 返還方法